

熊本県監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により令和4年度（2022年度）包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

令和5年（2023年）12月27日

熊本県監査委員	藤	井	一	恵
同	竹	中		潮
同	緒	方	勇	二
同	橋	口	海	平

令和4年度(2022年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況

(テーマ「公有財産に係る財務事務の執行及び管理について」)

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
1	37	総務部	財政課	全般事項	—	固定資産台帳作成におけるマニュアルの整備について	意見	<p>現在、熊本県としては固定資産台帳の作成に関し、独自のマニュアルといえるものが作成されておらず、総務省が作成した「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き(以下、手引き)」と平成30年3月に財政課が作成した「開始時固定資産共通調査要領(以下、要領)」に則っている。</p> <p>熊本県として、固定資産台帳作業マニュアルのようなものを作成しこれに基づき、各部課担当者が公有財産管理システムへ固定資産に関するデータを入力し、固定資産台帳の整備及び運用を行うことが望ましい。</p>	<p>疑義がある箇所については地方公会計分野を専門とする公認会計士に相談しながら、庁内の公会計制度改革プロジェクトチームにも協議し、令和5年8月に固定資産台帳整備要領を作成した。また、公有財産担当者研修会において、資産所管課担当者に説明を行うことで、本要領の周知を図った。</p> <p>新たに作成した固定資産台帳整備要領を用いて、令和5年度中に整備すべき令和4年度決算固定資産台帳の整備を進めている。</p>	実施済
2	38	総務部	財政課	事業用資産/土地ほか	県央広域本部 書庫ほか	記載項目の空白について	指摘	<p>固定資産台帳には財産区分名称(普通財産、行政財産)を記載するようになっているが、公有財産について700件ほど、空白となっていた。また、用途についても空白のものが9,000件ほど見受けられた。ほかにも所在地に400件、数量に2,500件程度が空白であった。</p> <p>記載すべき事項を改めて確認し、本来記載すべき箇所に漏れがないかについては、最低限確認する必要がある。あるいは、システムの仕様変更により、入力必須項目にする、エラーが出るなどの改善も有用と考えられる。</p>	<p>空白となっている項目については、令和4年度末に各資産所管課に必要な項目を記入するよう依頼を行い、令和4年度中に整備すべき令和3年度決算固定資産台帳においては、すべての空白項目を埋めたものをホームページに公表した。</p> <p>また、新たに作成した固定資産台帳整備要領において、公表が必要な項目については入力必須であることを明記した。</p> <p>今後は毎年度、固定資産台帳の公表前に各資産所管課に記載内容の確認を行うことで、空白項目が発生しないような仕組みを構築していく。</p>	実施済
3-①	41	総務部	総務厚生課	事業用資産/建物	本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅(本渡)	開始時固定資産の取得価額等の誤りについて ①固定資産台帳の取得価額の誤りについて	指摘	<p>平成8年1月29日付けの完了報告書(8地共熊第42号2)及び賃貸借契約書を閲覧すると、本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅(本渡)の総工事費は642,540千円となっているが、公有財産台帳の取得当時の台帳価格としては所有権移転時の現在価格が登録されていたため、開始時の固定資産台帳の取得価額として所有権移転時の現在価格が計上されている。</p> <p>本件のように、投資元金の残金を一括償還したような例外的な物件については、調査の段階で担当者が気づいて取得価額を取得原価に修正すべきであった。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得価格に修正した。</p> <p>今後は、事務処理に係る関係法令の確認等を確実に行うとともに、固定資産台帳登録の際は内容の漏れや誤りがないよう、班員と2重チェックを行い、公有財産の適切な管理を徹底するよう体制を整えることとした。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
3-②	41	総務部	総務厚生課	事業用資産／建物	本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅(本渡)	開始時固定資産の取得価額等の誤りについて ②固定資産の取得年月日について	意見	<p>地方職員共済組合熊本県支部が平成7年7月31日に本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅(本渡)を建設した後、平成7年12月6日に熊本県に賃貸している。また、賃貸借契約書に定める賃貸料の支払いが完了した平成13年7月3日に、賃貸借契約に基づき、本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅(本渡)が熊本県に無償譲渡され、所有権が移転している。固定資産台帳の取得年月日は地方職員共済組合熊本県支部が本渡広瀬第5職員住宅 職員住宅(本渡)を竣工した平成7年7月31日となっているが、平成7年7月31日時点では熊本県になんら権利関係はなく、固定資産台帳の取得年月日とする論拠はない。</p> <p>当該取引は、所有権移転ファイナンス・リースに該当するものと判断する。</p> <p>その場合、固定資産の取得年月日は当該契約を締結した平成7年12月6日になるものと考えられる。ただし、本件取引スキームは職員住宅を建設する計画があった時点から決まっているものであり、一連の取引であると判断することもできることから、取得年月日を地方職員共済組合熊本県支部が建物を竣工した平成7年7月31日であるとするのも誤りではないと判断する。</p>	<p>当該契約を締結した日を取得年月日とするという考え方について今回認識したが、地方職員共済組合熊本県支部が建物を竣工した日を取得年月日とするのも誤りではないとのことであったので修正は行わないこととした。ただし、固定資産台帳の取得年月日については、考え方が複数あることを念頭に判断する必要があることを認識した。併せて、今後は事務処理に係る関係法令の確認等を確実にし、固定資産台帳登録の際は内容の漏れや誤りがないよう、班員と2重チェックを行い、公有財産の適切な管理を徹底するよう体制を整えることとした。</p>	実施済
4-①	44	総務部	総務厚生課	事業用資産／建物	東町職員住宅 職員住宅(東町)2棟	開始時固定資産の取得価額等の誤りについて ①固定資産台帳の取得価額の誤りについて	指摘	<p>東町職員住宅2棟合計の総工事費が2棟それぞれの取得価額として計上されており、金額が二重計上となっている。これは開始時固定資産台帳を整備する際に、公有財産台帳で誤って登録された取得当時の台帳価格が反映されていたためである。</p> <p>本件のように、公有財産台帳上で誤謬訂正を行ったものについては調査の段階で当事者が気づいて修正すべきであった。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得価額に修正した。</p> <p>今後は事務処理に係る関係法令の確認等を確実にし、固定資産台帳登録の際は内容の漏れや誤りがないよう、班員と2重チェックを行い、公有財産の適切な管理を徹底するよう体制を整えることとした。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
4-②	44	総務部	総務厚生課	事業用資産／建物	東町職員住宅 職員住宅(東町) 2棟	開始時固定資産の取得価額等の誤りについて ②固定資産の取得年月日について	意見	<p>固定資産台帳の取得年月日は地方職員共済組合熊本県支部が東町職員住宅を竣工した平成7年8月31日となっているが、平成7年8月31日時点では熊本県になんら権利関係はなく、固定資産台帳の取得年月日とする論拠はない。</p> <p>平成7年12月6日に締結した賃貸借契約では、東町職員住宅のすべてを熊本県が使用し、かつ総工事費と金利分を熊本県が負担する契約となっている。また、賃貸借契約の契約期間終了後、物件の所有権が借手である熊本県に無償で移転することが明記されていることから、当該取引は、所有権移転ファイナンス・リースに該当するものと判断する。</p> <p>その場合、固定資産の取得年月日は当該契約を締結した平成7年12月6日になるものと考えられる。ただし、本件取引スキームは職員住宅を建設する計画があった時点から決まっているものであり、一連の取引であると判断することもできることから、取得年月日を地方職員共済組合熊本県支部が建物を竣工した平成7年8月31日であることも誤りではないと判断する。</p>	<p>当該契約を締結した日を取得年月日とするという考え方について今回認識したが、地方職員共済組合熊本県支部が建物を竣工した日を取得年月日とするのも誤りではないとのことであったので修正は行わないこととした。ただし、固定資産台帳の取得年月日については、考え方が複数あることを念頭に判断する必要があることを認識した。併せて、今後は事務処理に係る関係法令の確認等を確実にし、固定資産台帳登録の際は内容の漏れや誤りがないよう、班員と2重チェックを行い、公有財産の適切な管理を徹底するよう体制を整えることとした。</p>	実施済
5-①	48	総務部	財産経営課	①～③ 事業用資産／建設仮勘定 ④～⑥ 事業用資産／建物(建設仮勘定からの振替)	① 天草総合庁舎FM改修工事 ② 合築庁舎整備事業 ③ 鹿本総合庁舎FM改修工事 ④ 上益城総合庁舎改修 ⑤ 阿蘇総合庁舎H30FM改修分 ⑥ 球磨総合庁舎H30FM改修分	建設仮勘定の登録と付随費用について ①固定資産台帳の取得価額の算定根拠について	指摘	<p>建物や土地においては付随費用が発生するケースが多く、公有財産台帳の台帳取得価格と固定資産台帳の取得価額には差が出るため、付随費用を加算して固定資産台帳に登録する必要があるが、根拠となる資料が適切に保管されていなかった。</p> <p>「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従って、「固定資産台帳(建設勘定勘定又は単年度分)入力シート」を作成し、固定資産台帳の取得価額の根拠資料として保管すべきである。</p>	<p>支出調書等の根拠資料をもとに、「固定資産台帳(建設勘定勘定又は単年度分)入力シート」に入力し、その積算根拠資料を適切に保管することとした。なお、当該も含め全所属に適切に保管するよう通知を発送した(令和5年8月8日付け財経第213号)。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
5-②	48	総務部	財産経営課	①～③ 事業用資産／ 建設仮勘定 ④～⑥ 事業用資産／ 建物(建設仮勘定からの振替)	① 天草総合庁舎FM改修工事 ② 合築庁舎整備事業 ③ 鹿本総合庁舎FM改修工事 ④ 上益城総合庁舎改修 ⑤ 阿蘇総合庁舎H30FM改修分 ⑥ 球磨総合庁舎H30FM改修分	建設仮勘定の登録と付随費用について ②公有財産台帳の台帳取得価格と固定資産台帳の取得価格の差異の修正方法について	指摘	財産所管課からのエクセルベースでの報告を基に、財産経営課担当者による手作業での修正を行っており、支出について会計システムとの一致確認なども行われていない。また、作業員以外のチェック機能も不十分であるため、今後も入力誤りや入力漏れなどが発生し、適切に固定資産台帳に取得価額が反映されない可能性がある。 「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従い、財産経営課担当者が適切に作業しているかを上席者が再度チェックするなど作業の正確性を担保する手続きが必要である。また、支出については会計システムとの一致を確認する手続きが必要である。	財産所管課からのExcelシートと、財産経営課で公会計システムに取り込むシートを照合し、正しい内容になっているか主査・副査によるダブルチェックを行うこととした。 また、財産所管課が公有財産管理システムに直接入力することでこのような差異や上記のシートの照合作業は発生しないことに加え、事務量も大幅に削減できるため、同システムの改修に向けてシステム委託業者との協議を開始した。	実施済
6-①	55	総務部	財産経営課	事業用資産／ 工作物	阿蘇総合庁舎塀	固定資産台帳への二重登録について ①固定資産台帳への二重登録について	指摘	固定資産台帳には平成30年度及び令和元年度にそれぞれ当該物件が新規登録されており、固定資産台帳上は二重登録となっている。取得年月日は平成31年3月4日であり、公有財産台帳に登録してあるとおり、平成30年度の固定資産台帳の登録が正しく、令和元年度の固定資産台帳の登録は誤りである。 財産経営課では、「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」を作成し、公有財産台帳の台帳価格に含まれない付随費用(設計委託料、監理委託料など)や公有財産台帳への登録が終わっていないものを固定資産台帳へ反映するための仕組みを構築している。 当該要領に従い、公有財産台帳から固定資産台帳へ反映させる仕組みは問題ないものの、固定資産台帳への二重登録を防ぐため、公有財産台帳の異動報告から取得した明細を閲覧し、取得年月日が前年度以前になっているものはないかなどを確認するような手続きを組み込むべきである。	二重登録となっていた物件については、正しい取得年月日に修正を行った。 また、公有財産台帳の異動報告から取得した明細を閲覧し、取得年月日が前年度以前になっているものがないかなどを確認することとし、作業要領に反映させた。	実施済
6-②	55	総務部	財産経営課	事業用資産／ 工作物	阿蘇総合庁舎塀	固定資産台帳への二重登録について ②取得年月日について	指摘	平成30年度の公有財産台帳では取得年月日は当該物件の引き渡しのあった平成31年3月4日となっているものの、固定資産台帳では年度の末日の平成31年3月31日となっている。 固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に各課にて主査、副査によるダブルチェックの実施が有用である。	取得年月日の誤りについては、正しい取得年月日に修正を行った。 また、取得年月日について、公有財産台帳と固定資産台帳が一致しているかを主査、副査によるダブルチェックを行うこととし、作業要領に反映させた。	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
6-③	55	総務部	財産経営課	事業用資産／工作物	阿蘇総合庁舎塀	固定資産台帳への二重登録について ③耐用年数について	指摘	当該物件は固定資産台帳に二重登録されているが、同じ物件であるにもかかわらず耐用年数が異なっている。 耐用年数の選択にあたっては明確な判断根拠を資料として残したうえで、主査、副査によるダブルチェックを行うなど、誤りを発見・防止する体制を整備することが有用である。	二重登録されている分については、削除を行っており、耐用年数も正しいものに修正を行った。 また、現物と固定資産台帳整備要領の耐用年数表をもとに耐用年数を判断の上、登録し、主査、副査によるダブルチェックを行うこととし、作業要領に反映させた。	実施済
7	60	企画振興部 総務部	文化企画・世界遺産推進課 財産経営課	事業用資産／工作物	博物館ネットワークセンター排水管理敷地	固定資産台帳の取得費について	指摘	博物館ネットワークセンターに併設されている多目的広場北側の擁壁及び止水壁について、固定資産台帳を確認したところ、耐用年数は30年、「取得価格」、「減価償却累計額」、「現在簿価」はすべてゼロ円で計上されていた。 所管課で作成したエクセル資料を基に、財産経営課において固定資産台帳への登録データに変換する過程で不備が生じたと考えられる。誤りなく計上するためには、所管課と財産経営課においてダブルチェックなどのエラーを発見する対策をとる必要がある。	◆財産所管課【文化企画・世界遺産推進課】 今回、固定資産台帳に誤って計上していた項目について、公有財産システム所管課である財産経営課にて正規の数字で入力済。 今後の計上にあたっては、所管課の作成資料を基にしたシステム所管課の台帳入力後、再度両課によるダブルチェックを実施する。 また、後述の通りシステム改修が行われ、所管課によるシステムへの直接入力が可能となった場合、入力時の主査・副査によるダブルチェックを徹底する。 ◆公有財産システム所管課【財産経営課】 財産所管課が公有財産管理システムに直接入力することでこのような不備は生じないため、同システムの改修に向けてシステム委託業者との協議を開始した。	実施済
8	61	企画振興部 総務部	財政課	事業用資産／土地	熊本空港関連用地	取得価格がゼロの土地について	指摘	当該土地についてはすでに売却済みとのことだった。一般的には、物件の情報全体を台帳から除去すべきところ、売却時に取得価格のみを減額したものである。 各部署において除却・売却などの資産減少の原因となる処理を行った場合には、当該処理を年度ごとに一覧にまとめ、年度末に除却・売却などの処理の漏れが無いかを確認できる仕組みを熊本県として整えるべきである。	除却・売却済みの資産に係る固定資産台帳への掲載の可否については、総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」には取扱いが明記されていないが、外部監査人指摘のとおり閲覧者に誤解を与える恐れがある。よって、除却・売却済みの資産については、今後は固定資産台帳に掲載しない取扱いとし、その旨を固定資産台帳整備要領にも明記した。 令和4年度に公表を行った令和3年度決算固定資産台帳においては、除却・売却を行った資産をすべて台帳から除去した。 今後は毎年度、固定資産台帳の公表前に各資産所管課に記載内容の確認を行うことで、除却・売却などの処理の漏れが発生しないような仕組みを構築していく。	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
9	63	健康福祉部	健康危機管理課	事業用資産/建物	食肉衛生検査所改築工事	固定資産の記載単位について	指摘	<p>固定資産台帳に計上されている「食肉衛生検査所改築工事」の用途は事務棟・検査棟・ポンプ室となっているが1つの固定資産として計上されている。</p> <p>現状のように公有財産管理システムのデータを利用して固定資産台帳を作成する場合、所管課が公有財産管理システムに登録する際には固定資産台帳に計上する基準で科目や金額を按分したものを入力する必要がある。</p>	指摘のあった固定資産について、固定資産台帳に計上する基準で科目や金額を按分し、適切な単位で計上できるよう修正した。	実施済
10	65	環境生活部	環境保全課	有形固定資産/物品	その他(その他)	固定資産台帳記載事項の記載内容の不備について	意見	<p>資産の内容は、携帯型アスベスト測定機器であるが、固定資産台帳における記載は、『資産名称』の欄には『その他(その他)』、『用途』の欄には『建材中アスベスト含有調査』と記載されているのみであり、具体性に欠ける内容となっている。『数量((延床)面積)』の項目は空白となっている。</p> <p>固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時の回議における各承認者による登録根拠資料との突合を徹底することや、固定資産台帳登録後に管理調達課とも連携して、登録内容の正確性の確認を実施することなどが有用である。</p>	<p>○固定資産台帳の修正・追記等 4備品の資産名称を修正(雨水採取装置、煙道排ガス試料採取装置、携帯型アスベストアナライザー2台) 「数量(延床)面積」が空白となっていたため、追記した。</p> <p>○回議時での根拠資料との突合 物品管理事務の手引きを再読・内容を確認し、備品管理システムの修正・追記に際には、根拠資料を添付して回議し、各承認者が突合を行った。</p>	実施済
11-①	69	環境生活部	環境保全課	事業用資産/建物	① 八代東高校大気汚染常時監視測定局 ② 益城町保健福祉センター大気汚染常時監視測定局	取得価額等の登録誤りについて ①解体工事費用の取得原価への算入について	指摘	<p>一般の会計及び税務の慣行においては、本件のような既存資産の解体・撤去に要する費用は、新規取得する固定資産の取得価額には算入せず、一括で費用(損金)として処理する必要がある。</p> <p>しかしながら、本件建物取得にあたっては、工事代金に含まれる旧局舎の解体工事費用も建物取得価額に含めて固定資産台帳に登録されており、建物取得価額が過大となっている。</p> <p>解体工事費用の取り扱いの誤りは、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられることから、設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することなどが再発防止のために有用と考えられる。</p>	<p>○固定資産台帳の修正等 工事時簿冊が存在する大気測定局3局(荒尾・八代東・益城)について旧局舎の解体工事費用を含んでいたため、「取得価格」を修正。</p> <p>解体工事費用については付随費用に含まないことが固定資産台帳整備要領で明文化されたため、今後は要領に基づき適切に取得価額を算定する。</p> <p>○回議時での根拠資料との突合 公有財産事務の手引きを再読・内容を確認し、公有財産システムの修正・追記に際には、根拠資料を添付して回議し、各承認者が突合を行った。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
11-②	69	環境生活部	環境保全課	事業用資産/建物	① 八代東高校大気汚染常時監視測定局 ② 益城町保健福祉センター大気汚染常時監視測定局	取得価額等の登録誤りについて ②資産登録単位の誤りについて	指摘	<p>本件工事においては、局舎建物本体の工事のほか、空調設備、電気設備などの建物附属設備及びフェンス、防球ネットなどの工作物の取得に係る費用についても、局舎建物の取得価額に含めて一括で登録されている。</p> <p>しかしながら、これらはそれぞれが単独で現物と照合が可能で対応する価額を特定でき、かつそれぞれ耐用年数が異なり単独で取替更新を行う単位であると考えられることから、固定資産台帳上それぞれ区分して記載を行うことが適切である。</p> <p>『資産評価及び固定資産台帳整備の手引き』などの固定資産台帳登録に関するマニュアルについての理解度を高めるための研修の実施や、固定資産台帳登録の際に上長又は集計担当者以外の者によるダブルチェック体制を構築し、運用していくことなどが有用と考えられる。</p>	<p>建物附属設備は可能な限り建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に計上することが固定資産台帳整備要領に明記されたため、修正を行った。</p> <p>今後、公有財産台帳及び固定資産台帳の修正が必要な場合、記載内容については明確な判断根拠を資料として残したうえで、主査・副査によるダブルチェックを行うなど、誤りを発見・防止する体制を整備する。</p>	実施済
12	72	環境生活部	自然保護課	① 事業用資産/工作物 ②～⑤ 事業用資産/建物	① 草千里駐車場駐車場改修 ② 天草ビジターセンター展示改修工事 ③ 菊池溪谷休憩所 ④ 仙酔峡園地休憩所 トイレ改修 ⑤ 天草ビジターセンタートイレポンプ室改修工事	資本的支出と取得年月日について	指摘	<p>本件では、公有財産台帳上は資本的支出に該当する『模様替』ではなく、価格増減を行わない『修繕』として取り扱われているために、固定資産台帳についても適切な取得日情報が反映されなかったことが、固定資産台帳における取得年月日と実際の引渡日との差異発生の原因と考えられる。</p> <p>新規の工事が『模様替』に該当するか否かについては複雑な判断を要するため、当該判断に資するようなチェックリストやフローチャートを作成し、工事発生の都度これらを用いて公有財産台帳の登録を行うことが有用である。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得価額に修正した。</p> <p>今後は工事発生の度に「公有財産事務の手引き」に従い、『模様替』に該当するか否かを判断し、公有財産台帳に適切に登録を行う。</p>	実施済
13-①	75	環境生活部	自然保護課	事業用資産/建物	菊池溪谷休憩所	取得価額等の登録誤りについて ①設計委託料の重複計上について	指摘	<p>契約総額と取得価額との間に2,145,000円の差異が生じているが、これは、固定資産台帳登録時に設計業務委託契約金額を誤って二重に加算してしまったことによるものである。</p> <p>本件は単純なケアレスミスによる誤りであるが、今後同様の誤りを防止・発見するためには、台帳登録の際に上長又は集計担当者以外の者によるダブルチェック体制を構築し、運用していくことが有用と考えられる。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得価額に修正した。</p> <p>今後は事務処理に係る関係法令の確認等を確実にし、固定資産台帳登録の際は内容の漏れや誤りがないよう、班員と2重チェックを行い、公有財産の適切な管理を徹底するよう体制を整えることとした。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
13-②	75	環境生活部	自然保護課	事業用資産/建物	菊池溪谷休憩所	取得価額等の登録誤りについて ②解体工事費用の取得原価への算入について	指摘	<p>一般の会計及び税務の慣行においては、本件のように建物を建て替える場合であっても、既存建物の解体・撤去に要する費用は新規取得する建物の取得価額には算入せず、一括で費用(損金)として処理する必要がある。</p> <p>しかしながら、本件においては、誤って既存資産の解体工事費用である3,966,212円も新規取得資産の取得価額に含めて固定資産台帳への登録が行われている。</p> <p>解体工事費用の取り扱いの誤りは、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられる。したがって、設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することが再発防止のために有用と考えられる。</p>	解体工事費用については付随費用に含まないことが固定資産台帳整備要領で明文化されたため、要領に基づき適正な取得価額に修正を行った。	実施済
14	79	商工労働部	技術短期大学校	有形固定資産/物品	電子計算組織関連機器 電子計算組織	備品の処理について	指摘	<p>「③電子計算組織/県立技術短期大学校 C棟2階 CAD室」に含まれる、CAD/CAMソフトウェアについては、②のライセンスサーバにインストールした上で、各端末から使用できるように設定されるものであり、仮にほかのPCに取り換えたとしてもソフトウェア自体は交換後のPCでも利用できることから、PCの取得価格ではなく、全端末分をまとめて「ソフトウェア」として登録すべきものであったと考えられる。</p> <p>ソフトウェアの取得に際しては、取得時の明細及び業者からの仕様書などを基に、当該ソフトウェアがインストールされている物品と一体不可分な組み込みソフトウェアか、端末とは別にライセンスを購入して、端末を交換した場合でも使用できるかを判別できるようにし、これに基づき物品の取得価格に含めるのか、ソフトウェアとして計上すべきものかを判断できるようにする必要がある。</p>	各端末の取得価格からCAD/CAMソフトウェア分の価格を差し引いた金額で備品台帳に再登録した。 また、CAD/CAMソフトウェアは各端末からライセンスサーバに接続して使用するものであり、ライセンスサーバと一体であるため、CAD/CAMソフトウェア全体の金額をライセンスサーバの取得価格に加算し、備品台帳に再登録した。	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
15	81	商工労働部 総務部	財政課	有形固定資産 ／物品	産業技術センター	リース資産の処理について	指摘	<p>固定資産台帳上は、令和2年4月1日に取得したものと、取得価額4,762,560円(支払総額と同額)耐用年数が5年として計上されているが、令和4年3月にリース期間経過後に、県の備品台帳に登録される際は、リース終了後に無償譲渡を受けるため、との理由で、令和4年4月1日に、新たに中古資産を取得した物として登録されている。</p> <p>固定資産台帳上の耐用年数と、備品管理台帳上の耐用年数が不一致となっており、その結果、帳簿間で期末時点の帳簿価額が不整合となっている。</p> <p>今回の案件では、リース契約上、リース終了後に該当物件が賃借人(熊本県)に譲渡される契約となっていることから、所有権移転リース取引に該当する。備品管理上は県の規定に基づき、リース終了後の無償譲渡として取り扱うとしても、固定資産台帳上は当初契約時点で物品を購入した場合に準じて取り扱うべきである。</p>	<p>固定資産台帳に計上が必要なリース資産については、財政課が毎年度、各資産所管課に対して行うリース資産調査において内容を把握し、固定資産台帳に登録している。しかし、耐用年数については、調査項目に含まれておらず、財政課で判断し入力を行っていたため、各資産所管課が自ら耐用年数を入力する備品管理台帳との不一致が発生した。</p> <p>当該資産については、令和4年度に公表を行った令和3年度決算固定資産台帳において、耐用年数を5年から備品管理台帳と同じ4年に修正を行った。</p> <p>今後は、耐用年数についても当該調査で各資産所管課に回答してもらうよう取扱いを変更することで、両台帳間で耐用年数の不一致が生じないような仕組みを構築していく。</p>	実施済
16	83	商工労働部 総務部	産業支援課 財産経営課	事業用資産 ／建設仮勘定	産業技術センター (建物)	建設仮勘定の計上額について	指摘	<p>建設仮勘定として計上すべき支出額につき、何らかの裏付けも確認されることもなく、固定資産台帳に計上されている。また、誤って計上された建設仮勘定について、登録の基礎となるデータを作成した担当者以外の役職者、もしくは別の部署によるモニタリングが行われていない。</p> <p>改善策としてはまず、所管課における管理簿の作成とモニタリングが必要である。次に財産経営課によるモニタリングも有用と考えられる。</p>	<p>◆財産所管課【産業支援課】 今回、固定資産台帳に誤って計上していた建設仮勘定について、公有財産管理システムの所管課である財産経営課にて削除済みである。今後の建設仮勘定の計上に当たっては、産業支援課にて物件別内訳表及び建設仮勘定の増減総括表を作成し、適切に管理を行う。</p> <p>また、作成した上記表の根拠となる建設仮勘定の計上に関する資料や竣工を確認できる契約書とともに役職者の決裁を行うことでモニタリングを行う。</p> <p>◆公有財産システム所管課【財産経営課】 財産所管課において、根拠資料となる支出調書をもとに入力し、主査、副査等によるダブルチェックをするよう周知することとした。</p> <p>また、財産所管課が公有財産管理システムに直接入力することでこのような誤りは生じないため、同システムの改修に向けてシステム委託業者との協議を開始した。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
17	86	商工労働部 総務部	財政課	事業用資産／土地	熊本テクノプラザ	取得価格がゼロの土地について	指摘	<p>熊本県は所有していないにもかかわらず、固定資産台帳上、当該土地は取得価額等及び現在簿価がゼロ円となっている。</p> <p>本来、物件の情報全体を台帳から除去すべきところ、売却時に取得価格のみを減額したものである。</p> <p>各部署において除却・売却などの資産減少の原因となる処理を行った場合には、当該処理を年度ごとに一覧にまとめ、年度末に除却・売却などの処理の漏れが無いかを確認できる仕組みを整えるべきである。</p>	<p>除却・売却済みの資産に係る固定資産台帳への掲載の可否については、総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」には取扱いが明記されていないが、外部監査人指摘のとおり閲覧者に誤解を与える恐れがある。よって、除却・売却済みの資産については、今後は固定資産台帳に掲載しない取扱いとし、その旨を固定資産台帳整備要領にも明記した。</p> <p>令和4年度に公表を行った令和3年度決算固定資産台帳においては、除却・売却を行った資産をすべて台帳から除去した。</p> <p>今後は毎年度、固定資産台帳の公表前に各資産所管課に記載内容の確認を行うことで、除却・売却などの処理の漏れが発生しないような仕組みを構築していく。</p>	実施済
18-①	87	観光戦略部	観光国際政策課	事業用資産／建物	震災ミュージアム中核拠点(旧阿蘇校舎1号館)	解体費用と建物の記載単位について ①建物取得に伴う解体費用について	指摘	<p>一般の会計及び税務の慣行においては、本件のような既存資産の解体・撤去に要する費用は、新規取得する固定資産の取得価額には算入せず、一括で費用(損金)として処理する必要がある。</p> <p>しかしながら、本件建物取得にあたっては、工事代金に含まれる旧資産の解体工事費用も建物取得価額に含めて固定資産台帳に登録されており、建物取得価額が過大となっている。</p> <p>解体工事費用の取り扱いの誤りは、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられることから、設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することが再発防止のために有用と考えられる。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、建物取得価額を精査し、解体費用を差し引いた適正な取得価額に修正した。</p> <p>解体工事費用については付随費用に含まないことが固定資産台帳整備要領で明文化されたため、今後は要領に基づき適切に取得価額を算定する。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
18-②	87	観光戦略部	観光国際政策課	事業用資産/建物	震災ミュージアム中核拠点(旧阿蘇校舎1号館)	解体費用と建物の記載単位について ②建物の記載単位について	指摘	<p>本件工事においては、校舎部分の建物部分の工事のほか、見学通路、安全フェンス及び電柱などの工作物の取得に係る費用についても校舎建物の取得価額に含めて一括で登録されている。</p> <p>しかしながら、これらはそれぞれが単独で現物と照合が可能で対応する価額を特定でき、かつそれぞれ耐用年数が異なり単独で取替更新を行う単位であると考えられることから、固定資産台帳上それぞれ区分して記載を行うことが適切である。</p> <p>『資産評価及び固定資産台帳整備の手引きⅤ固定資産台帳の記載単位』について改めて周知するとともに、公有財産台帳との整合性を確認することが有用と考えられる。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダーより令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、一括で登録されていた工作物等について、単独で現物が確認でき、価額を特定できるものについて、区分して記載を行った。</p> <p>建物附属設備は可能な限り建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に計上することが固定資産台帳整備要領に明記されたため、今後は要領に基づき適切に記載を行う。</p>	実施済
19	89	観光戦略部	販路拡大ビジネス課	事業用資産/建物	熊本産業展示場	耐用年数について	指摘	<p>熊本産業展示場建物は鉄筋コンクリート造であることから、耐用年数分類表上の区分では50年(用途名称:陳列所・展示室、鉄筋コンクリート造)が適切と考えられるが、固定資産台帳を確認したところ、当該資産の耐用年数については、鉄骨コンクリート造を前提とした38年で登録されていた。</p> <p>耐用年数の選択にあたっては明確な判断根拠を資料として残したうえで、上長などの第三者によるダブルチェックを行うなど、誤りを発見・防止する体制を整備することが有用である。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付財第194号で依頼のあった「令和4年度包括外部監査における指摘事項等に伴う固定資産台帳の追記・修正について(依頼)」にて、指摘を受けた内容に対し、①根拠となる資料(新築建物等引継書、公有財産台帳)で建物の構造、耐用年数を確認、②上長、他の班員とダブルチェックを実施という過程を経て公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)に報告。固定資産台帳の修正を行った。</p> <p>今後、模様替え等で公有財産台帳及び固定資産台帳の修正が必要な場合、記載内容については明確な判断根拠を資料として残したうえで、上長などの第三者によるダブルチェックを行うなど、誤りを発見・防止する体制を整備する。</p>	実施済
20	90	農林水産部	農業研究センター	事業用資産/工作物	農産園芸研究所オイルタンク施設	再調達原価による資産の取得価格の算定について	指摘	<p>再調達原価に基づく取得価格の計算時に、オイルタンク施設の貯蔵容量単位を誤ったことから、取得価格が正しく算定されていない。本来m単位で計算すべき事項に対し、l単位での数量を使用したことから、取得価格が1,000倍になって計算されている。</p> <p>現時点では再調達原価に基づき取得価額を決定する際の業務フローが確立されておらず、計算を担当した職員の計算結果がそのまま取得価額に反映されている。</p> <p>したがって、取得価額を再調達原価に基づき決定する際には、その内容をチェックした上で計上する業務フローとすべきである。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得価額に修正した。</p> <p>取得額決定に関する業務フローを定めており、今後はフローに則り、誤りのないように算定していく。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
21	94	農林水産部 総務部	農地・担い手支援課 財産経営課	事業用資産/ 建物	農業大学校研究講義棟外部改修 その他工事	建設仮勘定からの振替における取得年月日について	指摘	<p>2019年2月に改修工事の契約を行い、同年8月までの期間を工事期間として工事を実施し、同年9月9日付で、工事実施業者より、「工事的物引渡し申出書」を受領しているが、固定資産台帳上の取得年月日が2021年3月31日となっており、実際の取得日と比較して、約1年7か月の差異が生じていた。</p> <p>これにより、以下のとおり減価償却累計額の計算が、本来の金額よりも過少に計上されており、資産の簿価が同額過大に計上されている。</p> <p>建設仮勘定からの振替を年度末に一括して行う、という処理を取った場合、年度当初に工事、引渡が完了した物件と、年度末に工事、引渡が完了した物件も、同じように償却費が1か月分しか計上されないことになり、ほぼ1年分の償却費のずれが生じてしまうことになる。</p> <p>これを防止するためには、建設仮勘定からの振替については、財産経営課で登録した後に、所管課において取得日が正しく登録されているかを確認するように業務フローを見直す必要がある。</p> <p>ただし、当該資産に関しては、そもそも工事が完了した年度末ではなく、その次年度末で登録されていることから、所管課から財産経営課への振替報告が、工事完了の次年度(2020年度)にずれ込んでいたことが考えられる。所管課から、財産経営課への工事完了の報告についても遅れや漏れが生じないように留意する必要がある。</p>	<p>◆財産所管課【農地・担い手支援課、農業大学校】 業務フローを見直すべきというご指摘については、令和5年8月に公会計制度改革プロジェクトチームにて「固定資産台帳整備要領」が策定され、各所管課が提出した固定資産更新の情報をもとに財産経営課にて公会計システムに登録後、財政課から全所管課へ台帳の確認依頼を行うよう全庁的に業務フローが見直された。</p> <p>また、適正な年月日で登録すべきというご指摘については、今回の取得年月日の差異が生じたのは、毎年度の固定資産台帳の更新の際に取得年度を誤って報告したことが原因のひとつであるため、農業大学校における更新作業の際には、記載誤りがないよう、取得年月日等、内容について複数人でチェックし、農地・担い手支援課においても二重にチェックを行うこととした。</p> <p>なお、取得年月日の記載誤りについては、令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得年月日に修正した。</p> <p>◆公有財産管理システム所管課【財産経営課】 取得年月日について、公有財産台帳と固定資産台帳が一致しているかを主査、副査によるダブルチェックを行うこととした。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
22	96	農林水産部	農地整備課	インフラ資産／工作物	清願寺ダム 天君ダム 深迫ダム・大切畑 ため池 教良木ダム 志岐ダム 楠浦ダム 五和ダム 五和東部ダム	インフラ資産に含まれる制御システムについて	指摘	<p>システムの更新には、制御装置、通信装置、水位計などの様々な機器備品及び、これらをコントロールするためのソフトウェアが含まれている。これらの機器及びソフトウェアは、通常5年～10年程度で耐用年数を迎えることが多く、ダム本体の耐用年数80年と比較すると短期間に更新することが見込まれる。</p> <p>したがって、ダム本体とは別個の資産として固定資産台帳上管理し、それに応じた耐用年数を設定して管理すべきものと考えられるが、台帳を確認したところ、これらのダム管理システムを別個に管理し、台帳に記載している形跡はなかった。</p> <p>本体工事と、これら制御に関する機器・システムなどは別の資産と考え、台帳上も別に管理することが、減価償却費の計算及び資産の帳簿価格の正確性を確保する点から必要である。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、県農林水産部農村振興局で管理するダムについて、ダム本体の耐用年数80年として一括で登録せず、ダム管理用制御処理設備や放流設備など、設備に応じて分類して耐用年数分類表を参考に耐用年数を設定した。</p> <p>また、固定資産台帳への登録元データが作成されている「工事進行管理システム」について、工事毎に耐用年数を設定できるようなシステム改良ができるのか、土木部と打ち合わせを行った。</p> <p>なお、今後の取組予定として、「工事進行管理システム」において、性質の異なる内容の工事や資産の取得があった場合、個別に耐用年数を設定する仕様への改良を検討するとともに、他の方法により個別に耐用年数を設定することができないかを検討することとした。</p> <p>さらに、システム等の改良が行われるまでの期間は、「公会計システム」に取り込む前の段階で、個別にチェックを行い、必要に応じて修正を行っていくこととした。</p>	実施済
23	98	農林水産部	森林保全課	インフラ資産／工作物	治山ダム(熊本県阿蘇市一の宮町)	取得価格入力時の桁ずれについて	指摘	<p>当該資産について、取得当時の工事支出額と照合したところ、工事支出額が「29,085,000円」となっており、取得価額の10分の1となっていた。民有林直轄治山事業治山台帳(平成23年度に国から提出された)では、竣功額が290,850,000円と記載されており、この治山台帳の金額に基づき、固定資産台帳にも当該金額で記載されていることが判明した。</p> <p>固定資産の取得価額を登録する際には、必ず「支出」の根拠資料に基づく必要がある。また、次の『「再調達原価による資産の取得価格の算定について」【指摘事項】』でも述べているとおり、取得価額の決定に際しては担当者任せにせず、登録の前に別の担当者もしくは役職者によって確認した上で処理するような業務フローを整えるべきである。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得価額に修正した。</p> <p>国直轄事業の完了に伴う治山台帳の受け入れの際には、事業担当者と班長によるチェックにより、治山台帳の記載事項が正確であるか確認を行う。</p> <p>また、固定資産の取得価格の登録時においても、台帳登録担当と班長による治山台帳と固定資産台帳の整合性を十分確認し、誤登録が生じないようにする。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
24	101	農林水産部	漁港漁場整備課	①インフラ資産／工作物 ②インフラ資産／工作物 ③インフラ資産／土地 ④インフラ資産／建物	①牛深ハイヤ大橋 ②-3.0m1号船津岸壁 ③牛深ハイヤ大橋取付道路 ④後浜浄化施設	過去に取得した資産の取得価額について	指摘	<p>取得価額の根拠とした「漁港台帳」の「漁港施設明細表」において、各物件の「価格」欄における「現在価格」を取得価額の根拠として使用していたものの、当該金額に過去の工事費用が二重に計上されている不具合があることに気づかず、そのまま固定資産台帳上の取得価額として採用した。</p> <p>前の『「再調達原価による資産の取得価格の算定について」【指摘事項】』と類似する状況である。</p> <p>当該資産は、取得年度が1997年度から2007年度であり、取得からある程度年度が経過したものではある。しかしながら別の帳票である「漁港台帳」の「漁港施設明細表」を基に取得価額を算定しているが、仮にこのような別帳票の価格を根拠とする場合であっても、何らかの形で当該価格を採用してもよいか、上席者が検証したうえで採用すべきである。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、監査で指摘を受けた4施設については、漁港台帳や工事進行管理システム等のデータ、公表資料等により取得価額を確認し、修正した。</p> <p>また、指摘を受けた4施設以外についても、取得価額等に誤りがないか確認を行い、誤りがある場合は、併せて固定資産台帳を修正する予定である。</p>	実施済
25-①	104	土木部 地域振興部	地域振興課	インフラ資産／土地	万日山	固定資産台帳の区分について ①売却可能区分名称・財産区分名称の登録誤りについて	指摘	<p>「万日山」の土地について、売却可能区分は「売却可能資産」、財産区分は「普通財産」となっている。所管課に確認したところ、財産区分は「行政財産」であり、当該財産は現在都市公園として供用しており、売却可能な財産とは考えていないとのことだった。なお当該インフラ資産は、財産経営課から受け渡されたデータを基に、所管課である地域振興課に代わって土木部において作成されたとのことである。</p> <p>インフラ資産に関する固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、定期的に所管課及び庁内関係課におけるダブルチェックの実施などが必要である。</p>	<p>固定資産台帳の売却可能区分については、「売却可能財産」から「売却不可財産」に、資産区分については、「普通財産」から「行政財産」に修正した。(修正後の資料は令和5年(2023年)3月31日に県ホームページに掲載。)</p> <p>また、今後は、財産の内容に変更が生じた場合は、財政課からの固定資産台帳登録内容に関する照会に対して、十分内容を確認し、回答する。</p>	実施済
25-②	104	土木部 地域振興部	地域振興課	インフラ資産／土地	万日山	固定資産台帳の区分について	意見	<p>万日山は、「万日山緑地公園」として供用されているため、資産名称は「万日山緑地公園」とした方が固定資産台帳の利用者にとって有益と思われる。所在地についても地番などは明らかであるため固定資産台帳の正確性の観点からは地番まで記載することが望ましい。</p>	<p>固定資産台帳の資産名称については、「万日山」から「万日山緑地公園」へ修正し、所在地については地番まで記載するよう修正した。(修正後の資料は令和5年(2023年)3月31日に県ホームページに掲載。)</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
26	107	土木部	道路整備課 港湾課 砂防課	①～④ インフラ資産/工作物 ⑤～⑦ インフラ資産/土地	①相良人吉線(初神工区)単県道路改良工事 ②熊本港物流拠点機能向上(荷役機械基本計画策定)委託 ③小枝深水線(深田西工区)単県道路改良(測量設計その2)委託 ④相良人吉線(初神工区)単県道路改良(測量設計)委託 ⑤上益城郡益城町 ⑥御船甲佐線単県道路調査(田口橋関連)交通解析委託 ⑦上益城郡益城町	売却可能区分名称の登録誤りについて	指摘	インフラ資産であり、売却不能な行政財産に該当するため、売却可能区分名称は『売却不可資産』が適切であるが、誤って『売却可能資産』として登録されている。 インフラ資産に関する固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に、所管課にて主査、副査によるダブルチェックの実施が必要である。	売却可能区分を「売却不可資産」に修正入力済み。 再発防止のため、資産登録時に、所管課にて主査、副査によるダブルチェックを徹底することとした。	実施済
27	111	土木部	道路保全課	インフラ資産/工作物	266号	開始時固定資産台帳整備時の取得年月日について	指摘	国道266号地域連携推進改築(立入防護柵その1)工事について、工事進行管理システム上の完成年月日は2017年8月31日となっているが、固定資産台帳の取得年月日は2017年4月1日となっており、整合性がとれていない。 完成日より前の日付を取得年月日とすることは理論的ではなく、所有権が移転した時点をもって登録すべきである。正しくは建設仮勘定で完成まで支出額を計上し、完成後に本勘定に振り替える必要があったと考える。ただし、遡って修正することはシステムの構造上難しいことから、今後同様の取引が発生した場合には注意が必要である。	インフラ資産に関する固定資産台帳の登録内容の不備を防止、又は発見するため、資産登録時に、所管課において、主査、副査によるダブルチェックを行うこととした。	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
28	112	土木部	河川課	インフラ資産/工作物	氷川ダム堰堤改良(ダム管理用制御処理設備)工事	耐用年数について	指摘	<p>本件工事はコンクリート造であるダムの本体部分に係る工事ではなく、内部の電気通信設備工事であり、実際に15年程度で老朽化して更新を行っている実態を鑑みると、耐用年数は『耐用年数分類表』の「電気設備/その他のもの」15年などを参考に、実際の使用可能年数を見積もって決定することが妥当であるが、本件では別途資産登録されているダム本体の耐用年数に合わせて80年が採用されており、明らかに実態の使用可能期間と乖離した耐用年数となっている。</p> <p>固定資産台帳への登録元データが作成される「工事進行管理システム」について、同一事業箇所においても個別の工事ごとに耐用年数を設定できるような対応の検討、あるいは「進行管理システム」から出力された固定資産データについて、「公会計システム」に取り込む前に所管課にてデータの確認・修正を行う必要がある。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、県土木部で管理する全てのダムについて、ダム本体の耐用年数80年として一括で登録せず、ダム管理用制御処理設備や放流設備など施設に分類して、耐用年数分類表を参考に耐用年数を設定し、修正した。</p> <p>また、固定資産台帳への登録元データが作成されている「工事進行管理システム」について、工種ごとに耐用年数をシステムで管理できるか主管課と調整を行った。</p> <p>なお、システム改修等を行うまでの期間は「公会計システム」に取り込む前の段階で個別にチェックを行い、必要に応じて修正を行っていく。</p>	実施済
29	113	土木部	港湾課	インフラ資産/工作物	八代港 港湾利活用促進(既設コンテナクレーン移設)工事	取得年月日と工事目的物引渡申出書の日付について	指摘	<p>当該工事の証憑書類を閲覧したところ、「工事目的物引渡申出書」(以下 引渡申出書)の日付が空欄となっていた。</p> <p>引渡申出書には2019年3月29日付けの受付印が押印してあるものの、固定資産台帳の取得年月日は2019年3月31日で登録してあった。</p> <p>チェック体制の不十分さが問題であり、固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に各課にて主査、副査によるダブルチェックの実施や、固定資産台帳登録後に監理課とも連携して、登録内容の正確性の確認を実施することなどが有用である。</p>	<p>資産登録時において、主査及び担当班長等とのダブルチェックを実施することとした。</p> <p>なお、固定資産台帳の取得年月日欄については「2019年3月29日」に修正した。</p>	実施済
30	115	土木部	住宅課	事業用資産/建物	<p>① 県営共同住宅 八島団地 改善工事増加 物件番号7分</p> <p>② 県営共同住宅 東本町団地 改善工事増加 物件番号13分</p> <p>③ 県営共同住宅 渡瀬第2団地 改善工事増加 物件番号1分</p>	取得年月日について	指摘	<p>一般の会計及び税務の慣行においては、固定資産の取得は工事などの目的物の引き渡しによる所有権の移転をもって計上し、事業の用に供した日より減価償却を開始することが求められているが、本件の資産については、実際の工事目的物の引渡日と固定資産台帳における取得年月日に乖離が生じている。</p> <p>固定資産台帳登録内容の不備を防止・発見するためには、資産登録時に各課にて主査、副査によるダブルチェックの実施や、固定資産台帳登録後に財産経営課とも連携して、登録内容の正確性の確認を実施することなどが有用である。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得年月日に修正した。</p> <p>工事終了後の、工事担当部署から管理担当部署への資料の引き渡しに遺漏が無いように年度途中に両部署で情報共有を図り、工事終了後は速やかに資料を引渡す。</p> <p>管理担当部署においては、固定資産台帳の登録内容の不備や入力漏れが生じないように、主査、副査によるダブルチェックを実施する。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
31	117	警察本部 総務部	財産経営課	土地	熊本県熊本北合志警察署	固定資産台帳価格の登録について	指摘	<p>固定資産台帳の土地の取得価額等について、基礎となる資料(土地の評価証明書)と照合を実施したところ、土地は評価額で取得しているとのことであったが、金額に差異が発生していた。</p> <p>今後、以下の点について改善が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力後の基礎資料との整合性の確認 ・所管部署による登録内容の妥当性の確認 ・登録時の基礎資料の適切な保管 	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得価額に修正した。</p> <p>財産所管課において、根拠資料となる支出調書をもとに入力し、主査、副査等によるダブルチェックをすることとした。</p> <p>また、財産所管課がシステムに直接入力することでこのような差異は発生しないため、同システムの改修に向けてシステム委託業者との協議を開始した。</p>	実施済
32	119	警察本部	警察本部警務部会計課	有形固定資産 / 物品	映像機器(システム)	付随費用について	指摘	<p>ヘリコプター用のテレビシステムを購入したが、固定資産台帳上、カメラやモニターなどの装置そのものの金額を取得価額としており、設置費用、検査費用などの通常取得価額に加算すべき付随費用が含まれていなかった。なお業者からの請求書では内訳が分からず、購入した物品ごとの内容を把握するため、ヘリコプターテレビシステム用機器参考価格の作成を依頼し、これに基づき固定資産台帳に計上していた。</p> <p>機器参考価格の作成を依頼する際、付随費用まで含めたところで作成を依頼すべきであったと考えられる。その場合、付随費用として含めるべき項目を明確に業者に伝える必要があることにも留意しなければならない。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得価額に修正した。</p> <p>通常、備品を購入する場合は、備品購入費の予算科目で執行し、設置費用等の付随費用を含めた金額で備品登録している。</p> <p>左記指摘案件は、工事請負費の予算科目で執行したヘリコプターテレビシステム搭載工事において、カメラ・モニター等の装置の価格のみを別途確認の上、当該価格を固定資産台帳に計上していたものである。</p> <p>よって、今後は備品購入費以外の予算科目により取得した物品についても、付随費用を含めた価格で備品登録することとした。</p>	実施済
33	121	警察本部 総務部	財政課	有形固定資産 / 物品	書	300万円未満の美術品について	指摘	<p>固定資産台帳に計上すべきではない300万円未満の美術品(警察本部に定置)が計上されていた。なお、当該250万円の書のほかに100万円の書も計上されていた。</p> <p>固定資産台帳上の美術品については300万円以上が対象であるが、導入時に財政課の誤った指示により、管理調達課において重要備品台帳の対象である100万円以上の基準で誤って計上されたとのことである。</p> <p>導入後しばらくして、この誤った運用は修正されたものの、今後も、固定資産台帳の基準を留意して計上することが望まれる。すでに誤って計上されている美術品については、早急に固定資産台帳から削除する必要がある。</p>	<p>令和4年度に公表を行った令和3年度決算固定資産台帳においては、本来計上すべきでない300万円未満の美術品をすべて台帳から除去した。</p> <p>県立美術館所管以外の美術品については、毎年度、備品管理システムで更新された情報を公会計システムに登録を行っており、今後はチェックリストを作成するなどして、誤った登録がされないような仕組みを構築していく。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
34	124	警察本部	警察本部刑事部組織犯罪対策課	出資金	(公財)熊本県暴力追放運動推進センター	出資金に関する資料の保管について	意見	<p>出資に関する資料は紙面で残されているものの、過去の経緯が十分把握できる状態ではなかった。</p> <p>出資は30年前に行われていることから、現担当者は過去の経緯を把握しておらず、監査を受けるにあたって暴追センターに確認を行う必要があったとのことであった。</p> <p>過去からファイリングされている資料は少なく、今回の監査に備えて確認したことで入手された資料もあった。今後、出資に関する資料については、以下のような対応が望まれる。</p> <p>① ハードファイルにファイリングし、永久保存すべき資料であることが分かるようにする。</p> <p>② ファイリングする資料についても、担当者が交替しても理解できるように、できるだけ詳細な経緯を記録した資料を集約して保管する必要がある。</p> <p>③ 出資証券については払戻の権利はないことから有価物ではないと考えられるが、出資の事実を証明する証憑であることから、現物は封筒に封印して保管し、ハードファイルにはコピーを保管するなどを検討する。</p>	<p>①出資に関する資料については、永久保存の行政文書として登録したファイルに綴り、登録内容のラベルをファイルに貼付して分かるようにした。</p> <p>②出資の経緯、出資額の内訳、出資金の管理状況等の資料を集約してファイルに綴り、保管した。</p> <p>③出資証券は点検などで適宜確認する必要があるため封印はせず、その代わり紛失防止のため、封筒に入れて別のファイルで保管した。また、出資に関する資料のファイルには証券のコピーを保管した。</p>	実施済
35	126	教育委員会事務局	文化課	—	—	資本的支出について	指摘	<p>熊本県立美術館は開館からかなりの歳月が経過しており、大規模改修が必要となったため、「熊本県立美術館保全計画策定」に基づき2015年度より大規模改修工事を行っている。</p> <p>大規模改修工事の場合には資本的支出となる部分もあると考えられるが、現状ではすべてを修繕費として取り扱っていると考えられる。「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によれば、取替更新のタイミングで建物本体と建物附属設備を分けて固定資産台帳に計上する必要がある。</p>	<p>過去の改修工事内容について、工事明細のうち、「資本的支出」となる部分(固定資産の修理、改良等のため支出した金額のうち、当該固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められる部分)について、新たに作成された固定資産台帳整備要領に基づき整理を行い、固定資産台帳へ計上した。</p> <p>今後は、固定資産台帳に計上すべきものについては適切に計上していく。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
36-①	129	教育委員会事務局	施設課	事業用資産/建物	熊本県立熊本工業高等学校	固定資産台帳への計上について ①固定資産台帳の作成方法について	指摘	<p>各学校では入札金額などの金額は把握していないため、施設課又は営繕課が各学校に建築物等引渡書を送付している。建築物等引渡書は公有財産管理システムに登録するために必要な情報となっており、固定資産台帳への計上単位での科目や金額となっていない。固定資産台帳は公有財産管理システムのデータを利用して結果として正確な固定資産台帳の作成ができていない。</p> <p>現状のように公有財産管理システムのデータを利用して固定資産台帳を作成する場合、施設課又は営繕課が各学校に固定資産台帳に計上する基準で科目や金額を按分したものを伝える必要がある。しかし、固定資産台帳に計上する科目は、細分化する必要があるため公有財産管理システムへの入力が増雑になってしまう。固定資産台帳の作成方法について県としての方針を検討する必要があると思われる。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、工事金額を按分して算出した固定資産台帳への計上単位での科目や金額に修正を行った。</p> <p>今後の固定資産台帳の作成方法については、所管課と協議の上、検討してまいりたい。</p>	実施済
36-②	129	教育委員会事務局	施設課	事業用資産/建物	熊本県立熊本工業高等学校	固定資産台帳への計上について ②公有財産管理システムのデータの利用方法について	指摘	<p>固定資産台帳は公有財産管理システムのデータを基に財産経営課で作成されることになるが、毎年度に公有財産管理システムのデータを取り込んで作成するのではなく、一度作成された固定資産台帳のデータを一件ごとに修正を行い、データの更新を手作業で行っている。手作業での更新となるため、修正漏れなどの可能性がある。</p> <p>固定資産台帳の作成にあたり、公有財産管理システムのデータをどのように利用するかは県としての方針を検討する必要があると思われる。</p>	<p>令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得価額に修正した。</p> <p>今後の固定資産台帳の作成方法については、所管課と協議の上、検討してまいりたい。</p>	実施済
37	132	教育委員会事務局 総務部	施設課 財産経営課	事業用資産/建物	熊本県立盲学校	固定資産台帳への二重計上について	指摘	<p>固定資産台帳は公有財産管理台帳のデータを取り込んで財産経営課が作成するが、年度が異なっており、担当者の変更もあったことから、計上済みであったことに気づかず、二重計上となったとのことである。</p> <p>公有財産管理台帳上の取得年月日を実際の取得年月日とした場合に二重計上を防ぐことが可能であったかは不明であるが、財産経営課から所管課にドラフトの確認の依頼などが必要であったと考えられる。また、取得年月日については実際の取得年月日とする必要がある。</p>	<p>◆財産所管課【施設課】 指摘のあった令和3年度固定資産台帳については、二重計上されていたデータを削除し、正しいデータに修正を行った。</p> <p>◆公有財産システム所管課【財産経営課】 財産所管課が異動発生年度の処理期間内に公有財産台帳に入力することを徹底するために、年6回通知しているところだが、それに加えて、年度当初に注意喚起の通知を発出することとした。</p>	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
38	134	教育委員会事務局	施設課	事業用資産／工作物	熊本県立熊本工業高等学校	取得価額等の算定における再調達原価について	指摘	<p>取得価額等について、所管課に確認したところ、現在の取得価額等は、財政課が作成した「開始時固定資産共通調査要領」における再調達原価となっていた。再調達原価は、平成30年4月から固定資産台帳を作成するために、取得当時の価格を把握できない資産等について便宜的に算定された価格となる。</p> <p>平成30年度以降に購入した固定資産の取得価額等については直接的な対価と付随費用で構成される必要がある。</p> <p>現状のように公有財産管理システムのデータを利用して固定資産台帳を作成する場合、施設課又は営繕課が各学校に固定資産台帳に計上する基準で科目や金額を按分したものを伝える必要がある。しかし、固定資産台帳に計上する科目は、細分化する必要があるため公有財産管理システムへの入力が煩雑になってしまう。固定資産台帳の作成方法について県としての方針を検討する必要があると思われる。</p>	令和5年(2023年)3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー(財政課長)より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、適正な取得価額に修正した。今後の固定資産台帳の作成方法については、所管課と協議の上、検討してまいりたい。	実施済
39	137	教育委員会事務局	高校教育課	重要備品	ガス溶解炉	重要備品の管理について	指摘	<p>重要備品について抜き取り確認をしたところ、当該物品について、物品管理シールが貼られていなかった。</p> <p>重要備品の購入の際には必ず貼り付けを行うよう購入担当者と管理者との連携を図り、定期点検の際に貼り忘れや剥がれたものがある場合は、その都度貼るのなどの対応が必要である。</p>	当該物品は、ガス溶解炉で、熱を伴い本体にシールが貼れないため、架台にシールを貼って対応した。また、全ての物品について年度当初の物品点検の際、現物確認とともに、経年劣化等により、シールが剥がれそうになっている物品については新たにシールを貼る。	実施済
40	138	教育委員会事務局	高校教育課	有形固定資産／物品	顕微鏡ほか	取得価額等がゼロ円のものについて	指摘	<p>固定資産台帳に同日の取得日に同一資産名で計上されている物品がある。当該物品のうち一方の資産には取得価額等の記載があるが、もう一方の資産の取得価額等はゼロ円となっている。当該物品について確認したところ、取得価額等がゼロ円のものについては計上不要であるとのことだった。</p> <p>このような登録方法になった原因を解明し、同様の事象が今後発生しないようにする必要がある。また、現時点で不要となっているデータについては削除する必要がある。</p>	固定資産台帳の出力元である財政課に相談し、台帳から除去した。	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
41-①	166	企画振興部	文化企画・世界遺産推進課	—	県立博物館松橋仮収蔵庫	県立博物館構想について	指摘	<p>平成24年度の包括外部監査の指摘の内容は、約60,000㎡の土地の大部分が10年間も未利用状態にされていることは問題であり、売却も視野に入れた活用方針の検討を行うことである。担当課に確認したところ、平成25年9月には多目的広場として整備することが宇城市との協議により決定したとのことであり、その間に売却の検討は行っていないとのことだった。</p> <p>多目的広場は「集い、遊び、憩う」をコンセプトとしており、「熊本県総合博物館ネットワーク構想」に必須の施設とは考えられず、シナジー効果も大きいとは考えにくい。したがって県有財産の効果的な利活用を行うためには、売却と多目的広場としての利用による効用を比較衡量してより効用の高い方を選択するというプロセスを経る必要があったと考えられる。また、多目的広場の整備には国からの「地域の元気臨時交付金」の交付も行われているため、交付金の有効利用の観点からも当該未利用地の売却については検討を行う必要があったと考えられる。</p>	<p>指摘事項を踏まえ改めて経緯を確認し、その概要は次の通りである。</p> <p>平成11年に県立博物館設置場所を旧松橋自動車運転免許試験場跡地及びその周辺部にすると決定・公表されて以来、宇城市(当時は松橋町)及び地元住民は地域活性化の拠点施設として大きな期待を持っていた。</p> <p>その後、県立博物館建設が実現しない中、平成24年度の包括外部監査の指摘を踏まえ、地元の意向を含めて利活用を促すための検討を行った。</p> <p>その結果、当該敷地は公共施設用地として恵まれた条件にある優良財産であることから、直ちに売却を行うことは適当ではないという判断に至り、文教施設にふさわしい環境と、併せて地元宇城市の要望にも応えた、地域活性化のための空間として多目的広場の整備を行ったところ。当該多目的広場の管理は宇城市に委託することとし、その管理費用も宇城市が負担することで整理を行った。</p> <p>なお、当該多目的広場は、宇城市地域防災計画において「広域防災活動拠点」に位置付けられている。</p>	実施済
41-②	166	企画振興部	文化企画・世界遺産推進課	—	県立博物館松橋仮収蔵庫	県立博物館構想について	意見	<p>多目的広場は熊本県博物館ネットワークセンターとのシナジー効果が大きくなく、利用料金も僅少であるため有効利用されていない可能性がある。そのため、県有財産の効果的な利活用を行うためには、一度は売却と多目的広場としての利用による効用を比較衡量する必要があると思われる。</p>	同上	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
42	175	土木部	港湾課	—	熊本港湾関連用地	土壌汚染に対する配慮について	意見	平成30年以降、関連用地に引き続き立地している全企業に対して改めて環境対策に対する啓発を行うとともに、産業廃棄物の収集業者については熊本市の定期的な検査、調査などの結果、産業廃棄物業の許可が問題なく承認されていることは確認している。 単なる立地企業に対する呼びかけにとどまらず、環境対策がなされていることを確認するために定期的な実地調査を行うことが有用である。また、環境調査を受けた場合には、その結果を県に対しても提出するように要請し、指導内容が守られているかを確認することが望ましい。	熊本市の定期的な検査、調査を受けた際には、その結果を県に対して提出するように要請をし、内容について確認を行うこととした。	着手済
43	189	総務部	財産経営課	—	小島町公有水面埋立地	未利用地の管理について	意見	現状、公有財産台帳では上記の貸付地も未利用地も一体の土地であるため、利用状況区分が「未利用」とはなっていない。そのため、未利用地として管理するためには公有財産台帳とは別の帳票で管理する必要があり、対応漏れが生じる可能性がある。そのため、公有財産台帳を2つに分けるなどして、未利用地部分については利用状況区分が「未利用」と分類できるように対応することが望ましい。	現在、公有財産台帳に登録されている口座について貸付け部分を「貸付財産」、未利用地となっているその他部分を「未利用財産」として分割して台帳登録し、利用区分を明確にすることで対応した。	実施済
44	193	監査委員事務局	監査委員事務局	—	—	措置状況の公表の欠落について	意見	令和4年9月にホームページにて措置状況を確認しようとしたところ、リンク付けがうまくいっておらず、閲覧できない状態になっていた。また平成30年1月5日公表の措置状況については、項目そのものが欠けていた。熊本県ホームページが令和2年12月に更新された際、全庁的に更新作業を実施されており、その影響と考えられる。 ホームページの更新に伴うもので監査委員として直接的な関与はないものの、措置状況の公表が適切になされているかについて留意しなければならない。公表状況に問題がないか、定期的な確認が必要と考えられる。	包括外部監査での指摘を受けて、同監査結果の措置状況に関するホームページ掲載内容を確認・整理のうえ、令和4年11月11日に公開した。 また、当局公表情報の定期的な状況確認については、情報更新等の都度、過去の掲載分も含めて、当該事務担当者とともに当局ホームページ管理担当者との複数の者で行うこととした。	実施済

番号	掲載ページ	所管部局	回答所属(課名等)	資産区分	資産名称等	表題	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
45	194	総務部	財産経営課	(総括意見)	—	付随費用について	意見	<p>公有財産台帳の台帳取得価格は「調査費、補償費等の附帯費用を除く」と規定されている一方で、固定資産台帳の取得価額は「原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします」と規定されている。そのため、公有財産台帳から固定資産台帳に取り込む前に、公有財産台帳の台帳取得価格に含まれていない付随費用について財産経営課から財産所管課へ「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従って調査を依頼し、固定資産台帳の取得価額を決定する仕組みを構築している。この結果、相当な事務作業が発生しているうえに、個別の指摘事項・意見にもあるように付随費用の加算漏れも発生している。</p> <p>県として公有財産の台帳価格の取り扱いを検討し、付随費用も含めるよう「公有財産事務の手引き」を変更することが望ましい。なお、「公有財産事務の手引き」の変更にあたり、まずもって「熊本県公有財産取扱規則」の変更が必要となる。</p> <p>また解体工事費用の取り扱いについての誤りも多かったが、付随費用と同様に、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられる。設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することなどが再発防止のために有用と考えられる。</p>	<p>固定資産台帳を含む公会計を所管する財政課において、固定資産台帳整備要領を新たに作成し、付随費用の考え方及び取扱いについて整理した。併せて、財産経営課においても、付随費用に関する財産所管課への周知により再発防止を行った。</p>	実施済
46	197	総務部	財産経営課	(総括意見)	—	耐用年数について	意見	<p>公有財産台帳上の耐用年数に比べ、固定資産台帳上ではかなり細分化されたものとなっているため、同一の固定資産であっても、公有財産台帳と固定資産台帳とは当然に耐用年数が一致しないという現象が生じている。そのため、公有財産台帳に入力されている構造などにに基づき、手元に基礎資料がない中、財産経営課担当者1名で設定し直しているのが現状である。</p> <p>公有財産台帳、固定資産台帳、いずれの耐用年数表も国が定めた基準であるものの、どちらかに統一することができれば、これも大幅な事務効率の改善に繋がるため、県として検討の余地があるものと思われる。</p>	<p>そもそも公有財産台帳は、財産の保全、維持、使用、収益を通じた現物管理を主としているものであるのに対し、固定資産台帳は、会計と連動した現物管理を主としているものである。そのため、耐用年数表はそれぞれの台帳で異なる法令のものを使用しており、台帳の性質も異なるため、統一することはできないと考える。</p> <p>しかしながらご指摘を踏まえ、耐用年数については、公有財産台帳と固定資産台帳それぞれに適切な情報が登録されるように公有財産管理システムの改修に向けてシステム委託業者との協議を開始した。</p>	実施済